

期間入札に関する留意事項

秩父広域市町村圏組合
契約検査課

期間入札とは、特定の期間内に郵送又は持参（以下「郵送等」という。）により入札書を提出していただく入札方法をいいます。

期間入札に参加しようとする入札参加者（事業所）は、秩父広域市町村圏組合期間入札要領及びこの留意事項をご確認のうえ、ご参加をお願いします。

1 期間入札の対象等

随意契約を除く全ての競争入札を対象とします。その場合、入札公告又は入札指名通知（以下「公告等」という。）において、入札方法が「期間入札」である旨を明記します。

※ 期間入札による場合においても、条件付き一般競争入札にあつては入札参加資格確認申請書等を、一般競争入札（ダイレクト入札）にあつては入札参加申請書を入札公告に定められた期限までに事前に提出しなければなりませんのでご注意ください。

2 提出書類

次の書類を必ず郵送等により提出してください。提出が必要な場合で提出されない場合は、無効となります。

- 1 入札書
- 2 内訳書

★「入札書」及び「内訳書」においては、消せるボールペン（フリクションペン）は使用しないようお願いします。

3 提出の方法

郵送又は持参のいずれかの方法によるものとし、公告等に明記します。

◆ 郵送の場合 ◆

次により作成した中封筒及び外封筒による二重封筒を用いてください。

(1) 中封筒（入札用封筒様式を参照）【図1】

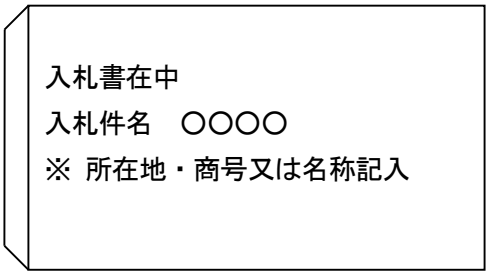
中封筒には、入札書及び内訳書（提出の求めがない場合は必要なし）を入れ封かんし、入札書に押印した印で封印した上で、外封筒に入れ郵送してください。

【図1】

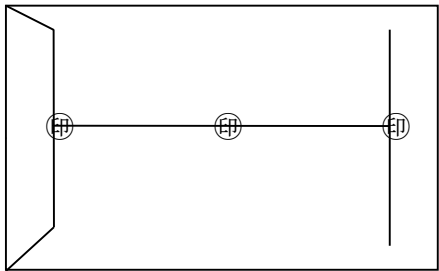
中封筒様式（入札用封筒）〔封筒の大きさは長形3号程度〕
（書式は、縦書き・横書きどちらでもかまいません。）
《封筒の表面に次の事項を必ず記載すること》

- ① 入札書在中
- ② 入札件名
- ③ 入札者の所在地、商号又は名称
（ただし、会社名等の名称入り封筒の場合は、記入不要です。）

表



裏



複数の入札に応札する場合は案件ごとに入札書、封筒を作成してください。
封印は、封筒の貼り合わせ部分といたします。
持参する場合は、上記の内容を記載し、必ず封印してください。

(2) 外封筒（外封筒様式参照）【図2】

外封筒には、中封筒を入れ封かんし、入札書在中、公告等した入札件名及び入札者の所在地、商号又は名称を記載し、公告等に明記されたあて先（下記のとおり）を記載してください。

[あて先]

〒○○○-○○○ ○○○○○○○ 【担当課所の住所・名称が入ります。】
秩父広域市町村圏組合 ○○○○○課 行

※ 入札が終了するまで、差出控え（郵便物受領書等）を必ず保管してください。

- ① お近くの郵便事業を扱う郵便局で、一般書留又は簡易書留による配達日指定郵便により郵送してください。
- ② 配達指定日は、公告等で示された提出期限日までとしてください。（出来る限り、提出期限日の前日までに必着するようお願いいたします。）
- ③ 地域により到達に要する日数が異なるため、郵便局に確認の上、早めに手続きをしてください。（概ね、遅くとも配達指定日の前々日。県外の場合は、更に1日余分に必要とされています。）
- ④ 一般書留又は簡易書留による配達日指定郵便でない場合、入札は無効となります。

【図2】

外封筒様式（郵送用封筒）〔封筒の大きさは角形2号程度〕

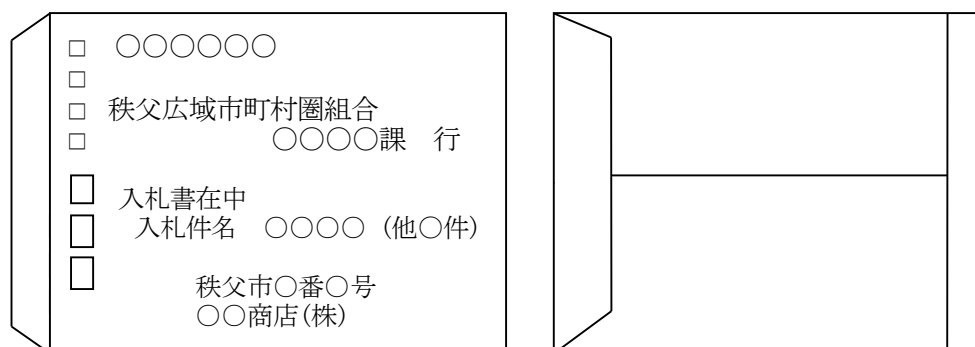
（書式は、縦書き・横書きどちらでもかまいません。）

≪封筒の表面に次の事項を記載すること≫

- ① あて先 公告等で明記されたあて先
- ② 入札書在中
- ③ 入札件名 (〇〇〇〇) 複数の入札に応札する場合は「他〇件」
- ④ 入札者の所在地、商号又は名称
(ただし、会社名等の名称入り封筒の場合は、記入不要です。)

表

裏



これは、郵送用の封筒です。持参の場合は図1様式です。

◆ 持参の場合 ◆

秩父広域市町村圏組合担当課の窓口に設置した入札箱へ投函してください。

投函する封筒様式は【図1】のとおりです。

※受領書の発行は行いません。

- 開札日が同日であっても、入札書及び封筒は案件ごとに作成してください。複数の入札に参加する場合、入札書と封筒を入れ間違ふことのないよう再確認をお願いします。
- 期間入札に使用する封筒は、指定しておりません。任意の封筒をご使用ください。封筒の封は、糊付けで封印をお願いします。なお、開札前に開封されている形跡が認められる入札は無効となります。

4 「内訳書」の提出

公告等において提出を求めた場合は、内訳書が同封されていない入札は無効となります。また、内訳書の合計金額（以下「内訳金額」という。）と入札金額は一致していなければなりません。

万が一、内訳金額と入札金額が一致していない場合は、入札金額を入札額とし、入札を執行します。

内訳書の様式は、記載項目及び内容を満たしていれば任意の様式でも構いません。

※ 公告等に内訳書の提出の求めがない場合は、提出する必要がありません。

5 入札書等の提出期限

配達指定日は、公告等で示された提出期限日までとしてください。

出来る限り、提出期限日の前日（17：00）までに必着するようお願いいたします。

郵送の場合は、配達日を指定していただくこととなります。提出期間内の消印有効ではありませんので、ご注意ください。

持参の場合は、公告等で示された提出期限日（17：00）までに秩父広域市町村圏組合担当課に設置した入札箱に投函していただくこととなります。

平日（組合開庁日）午前8時30分～12時まで

午後1時～5時15分まで

提出期間内に到達しない場合は、入札を辞退したものとみなしますのでご注意ください。期限後に到着した入札書は、受理しません。

※ 郵便事情により通常の配達期間では届かない場合も考えられますので、時間に余裕を持って手続きをしてください。なお、郵便事故等により入札書等が提出期限までに到達しなかった場合、異議を申し立てることはできません。

6 入札書

入札書は、原則、組合指定様式をご使用ください。

ただし、記載項目及び内容を満たしていれば任意の様式でも構いません。

入札書の日付は、記入した日を記載してください。

7 入札書等の撤回等

原則、提出（投函）された入札書及び内訳書は、撤回、差替え等することは出来ま

せん。

8 入札の辞退

入札書を提出した後においても開札までの間は入札を辞退することができます。辞退する場合は、原則、組合指定様式の辞退届を提出してください。ただし、記載項目及び内容を満たしていれば任意の様式でも構いません。入札書を提出後に辞退届の提出があった者の入札書は開封しません。また、提出された入札書等は返却しません。

提出方法は、郵送または窓口持参にて提出してください。

なお、提出期間内に入札書の提出がない場合は、辞退したものとみなします。辞退したものとみなした場合は、異議を申し立てることはできません。

9 入札の回数

入札の執行回数は再度入札（第2回）を含め2回です。初度入札（第1回）で、予定価格の制限の範囲内に入札がない場合は、再度入札（第2回）を行うことができるものとします。詳細は12再度入札の項目をご確認ください。なお、落札者がいないときは、入札を不調とします。

10 入札の無効

秩父広域市町村圏組合契約規則第29条に掲げるもののほか、期間入札においては次の場合も無効となります。なお、開札前に無効とした入札書は開封しません。また、無効とした入札書及び内訳書は返却しません。

- (1) 郵送方法が一般書留又は簡易書留のいずれかの方法でないもの
- (2) 二重封筒を用いる場合は、中封筒に入札書が入っていないもの
- (3) 中封筒に複数の入札書がまとめて入っているもの
- (4) 二重封筒を用いる場合は、中封筒に封印がされていないもの
- (5) 封筒が開封された形跡が認められるもの
- (6) 封筒に入札参加者の商号又は名称の記載がないもの若しくはその一部の記載がないもの
- (7) 封筒が封かんされていないもの
- (8) 外封筒に中封筒及び内訳書以外のものが入っているもの（公告等により指定しているものを除く）
- (9) 複数の内訳書が入っているもの
- (10) 封筒を含む提出書類に記載された商号又は名称が一致しないもの
- (11) 入札書の記載事項に誤りがある場合。ただし、入札金額以外に明らかに軽微な誤記であると認められる場合は、無効としないことができる。

- (12) 入札書及び内訳書に記載された事項が判読できないもの
- (13) 公告等において提出の求めがある場合において、内訳書が同封されていないもの
- (14) その他期間入札に関する条件に違反しているもの

11開札の立会

開札は、公告等で示す日時及び場所において公開で行うものとし、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

開札における入札者の立会いは、これを妨げません。その際、入札参加者であることを確認する場合がありますので、名刺等入札参加者であることを確認できるものをご持参ください。

落札（候補）となる価格の入札者が二人以上の場合は、後日、くじ引きを実施するものとし、くじ引きの日時及び場所について電話等でご連絡します。

12再度入札

初度入札（第1回）で、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、辞退並びに無効及び失格の入札をした者を除いて、再度入札（第2回）を行います。

再度入札（第2回）を行うこととなった場合は、入札書の提出期間及び開札日時等を電話又はFAX等により連絡します。

再度入札による入札書（第2回）の提出は、秩父広域市町村圏組合期間入札要領第5条の規定により、一般書留若しくは簡易書留による配達日を指定しての郵送又は持参のいずれかの方法により提出してください。

13入札の延期等

入札参加者が責めを負わない郵便事情等により事故が発生したとき又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをする場合があります。この場合、入札者が損失を受けることがあっても、組合はその責を負いません。

14入札結果の連絡

落札（候補）者を決定した場合、すみやかに落札（候補）者に連絡するとともに、秩父広域市町村圏組合ホームページで公表します。